

重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の利活用の現状

毛利 洋子

The utilization situation of the traditional building in Preservation Districts for Groups of Traditional Buildings

Yoko MOHRI

Abstracts

This paper is survey result of the traditional building in Preservation Districts for Groups of Traditional Buildings. These findings are summary and utilization of the traditional buildings. A purpose of this study is to make use for future preservation utilization and an activity of the town planning. This paper examines it from findings of the whole this district.

Keywords: 伝統的建造物群保存地区 Groups of Traditional Buildings、利活用 utilization and application

1. はじめに

本稿は、長崎市で指定された重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）において、伝統的建造物と位置づけられた建築物の概要と、利活用の現状として、主に一般公開の有無の状況を、総じて整理した調査結果の報告である。重伝建地区という一つのエリアのまとまりとして、現状を把握することで、今後の「保全と活用」や「まちづくり」を考える際の基礎資料として一助になることを目的とする。

本稿で調査対象とした東山手・南山手地区の重伝建地区は、住宅、中学校・高校・大学等の学校施設も含み、その近隣にも、同様に生活空間が広がる地域である。しかし、対象地やその近隣を散策するだけでも、空き家・空き地が見受けられ、地方都市の課題が感じられる。一方で、重伝建地区には、国宝や国指定重要文化財の建築物が存在し、観光地でもあり、来訪者の往来も多くみられる。文化財保全、生活環境、観光地と多面的な特性を持つ地区である。

建造物の文化財に関する研究において、個々の文化財に着目した研究は多くの蓄積が見られるが、特に、文化財の利活用に着目し、あるまとまりによって複数の文化財を対象とした研究や、ある地域における複数の文化財の傾向等を定量的・定性的に整理した研究は少ない。関連する既往研究に2012年12月発行で「重要文化財建築物の動態保存における維持管理の現状と運営方策に関する研究」¹⁾がある。この既往研究では、全国的に数多くの重文建築物が動態保存されるようになったが、具体的方法と実態について把握されず、問題点も明らかになっていない点に着目し、文化庁の国指定文化財等データベースから、近代重文建築物に対しアンケート調査が行われた。その調査結果から、保存手法の多様化、維持管理・運営の収入源が見学料を含めた施設利用料であること、国や地方自治体が所有する場合は補助金の活用が多く、文化財の維持に経営力が必要であること、様々な体制ができ、その保存・活用が異なっている実態が示されている¹⁾。また、私的機関の場合は、自由度がある活用が可能だが、運営・経営力が活用度に影響する点、公的機関の場合は、事務的な問題を挙げ、柔軟な運営システムが要求される点等も示している¹⁾。近年の既往研究では、登録有形文化財建築物の利活用実態について、秋田県では2018年度、山形県では2019年度の情報に基づいて調査された一連の研究がある^{2, 3)}。利活用の内容は商店、酒蔵、文化施設、博物館、飲食店等で

あり、産業別に傾向を捉えている。また、営業中や公開のみ等の開放に着目した調査結果や、分布や敷地内の棟数等をまとめている^{2, 3)}。

本稿では、既往研究に見られる調査手法を参考にし、本稿で対象とする長崎市の重伝建地区である東山手地区と南山手地区で、伝統的建造物と位置付けられた建築に対し、文化財種別や建築年等の建築物の概要、一般公開の有無と、その用途に着目し、調査を行った。重伝建地区として指定を受けた地区は、修景等の景観整備等に対しては制度として整えられ把握しやすいが、利活用に対しては、その全容を捉えがたい。調査対象とした重伝建地区内の、文化財保存の諸条件として建築物の概要と、利活用に対する現状を、総じて把握し捉えることにより、今後、個々の建築の利活用や位置付けを考える一助になると考えた。

2. 伝統的建造物の概要と活用状況

1) 調査方法と調査結果

調査対象は、1991年（平成3年）に、国の重伝建地区の選定を受けた東山手地区と南山手地区とし、各地区で伝統的建造物として長崎市のホームページ（以下 HP）で示された建築物とした。調査方法は、対象建築物には、個人の所有も含まれ、公共性の高い建築物だけではない為、誰もが閲覧可能な公開情報から、各伝統的建造物の情報を収集する方法とした。主に、文化庁の国指定文化財等データベース⁴⁾、長崎市 HP^{5, 6)}、配布パンフレット⁷⁾、現地の案内板（一部）、各施設の公式 HP から確認できる内容とした。

以上から、伝統的建造物の概要として、建築年や建築当初の用途、文化財の種別、活用状況として一般公開の有無と、公開時の用途、開館時間、料金に関する内容を調査し、調査結果を整理した（表 1^{4, 5, 7-12)}、表 2^{4, 6, 7, 13-22)}）。公開情報から把握できない建築年等の箇所も含め結果を示した。長崎市 HP^{5, 6)} と文化庁の国指定文化財等データベース^{24, 25)} を参照し、国土地理院地図²⁶⁾ を活用し、一般公開された伝統的建造物と、保存修理中や要許可の伝統的建造物の配置を図示した（図 1、2）。調査結果をもとに、東山手地区、南山手地区ごとに、一般公開されている伝統的建造物（保存



図 1. 東山手地区^{5, 24, 26)}

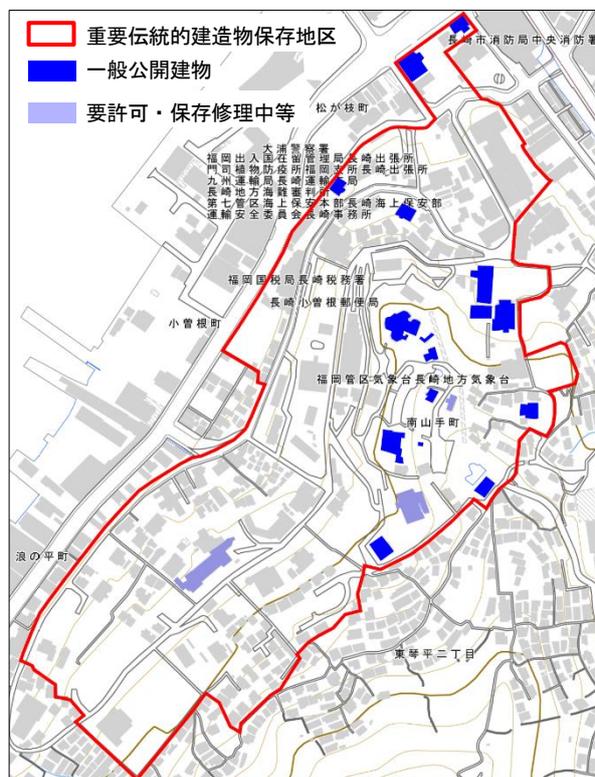


図 2. 南山手地区^{6, 25, 26)}

修理中を含む)のみに限定し建築年(図3、4)を比較し、立地状況も踏まえ考察する。次に、一般公開時の用途(図5)、料金の有無(図6)に着目し整理した。さらに、伝統的建造物として示された建築物全てに対して、文化財の種別と一般公開の有無等の関係に着目して整理した(図7)。

2) 伝統的建造物の概要

重伝建地区は、文化財保護法により「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」とされる文化財である²³⁾。東山手地区と南山手地区は、ともに、種別は「港町」、選定基準は選定基準1(二)「伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの」に該当し、1991年4月30日に選定されている^{24、25)}。国指定文化財等データベース、重伝建地区の解説文によると、「長崎市東山手は、幕末開港の外国人居留地時代のオランダ坂の石畳・煉瓦塀、明治から大正時代の洋風建築などが歴史的風致を形成している。」²⁴⁾、「長崎市南山手は幕末開港の外国人居留地で、穏やかな斜面地に沿って、幕末から明治時代にかけての優れた洋風建築や石畳・煉瓦塀が多数現存する。」²⁵⁾と記載されている。東山手地区は7.5ha、南山手地区は17.0haの面積が指定され、そのうち、長崎市のHPによると東山手地区は19件が(表1)、南山手地区は34件が(表2)、伝統的建造物として位置付けられている。面積と件数だけで、2地区を比較すると、東山手地区が0.39ha/件、南山手地区が0.5ha/件となり、東山手地区の方が、より近接して分布している。

建築年に関して、一般公開されている伝統的建造物(保存修理中を含む)に関して比較した。東山手地区では、東山手十二番館が1868年と最も古く、他と異なるが、それ以外は1900年前後の建築物で、同時期の建築が集まっている(図3)。南山手地区は、1800年代後半から1900年頃迄の約50年間に建築された建築であり、その間で、ばらつきがある(図4)。グラバー園内の伝統的建造物は、移築された結果、グラバー園内にあるものが大半であり、その影響も考えられる。移築ではない、旧グラバー邸、旧オルト邸、旧リンガー邸の3つは、国指定重要文化財であり、建築年も1865年前後と同時期の建築である。

立地に関して、本稿では、全ての伝統的建造物の立地を地図に図示していないが、一般公開されている伝統的建造物(保存修理中を含む)については、隣接する立地にある建築をまとめ、図3、図4に枠で示した。東山手地区は、3つのエリアに分かれ、隣接して建ち、まとまっている。南山手地区は、大浦天主堂の敷地内と、広範囲だがグラバー園内の建築、湾沿いで隣接して建つ建築の3つのエリアを、それぞれの枠で示した。その他にも点在する建築物があり、かつ、グラバー園が広範囲でもあり、立地が隣接し、まとまりがある印象には繋がらない。

文化財指定の状況に関して、国宝、国指定重要文化財、国登録有形文化財、長崎県指定有形文化財、長崎市指定有形文化財が含まれることがわかる(表1、2)。後に、公開状況とともに考察する。

建築当時の用途は、住宅、賃貸住宅、宿舍、領事館、学校施設、税関施設、教会堂、裁判所、銀行、工場建築、料理店等である(表1、2)。

一方、一般公開された伝統的建造物の、現状の用途に関し、大浦天主堂の拝観や、建物の観覧・展示、資料館、博物館、美術館、ミュージアム(博物館、美術館)、記念館、工芸館、保存センター、レストハウス(休憩所)、カフェ・喫茶・レストランの用途がみられる(図5)。一般公開されている23か所の建物に対し、名称の違いだけでも、多様であることがわかる。さらに、保存修理中等や非公開、要許可を含めると、上記に加え、ホテル、学校、学校関連施設、工場、個人住宅等が確認できる(表1、2)。

3) 伝統的建造物の一般公開の状況

本稿で、対象とした重伝建地区の伝統的建造物のうち、加えて文化財指定がある建築物については、その種別ごとに該当建築数を整理した。さらに、これらの建築が一般公開されているか否か、

要許可や保存修理中か、の3つの現状に分け整理した。さらに、東山手地区と南山手地区ごとに整理し比較した。これらの整理の結果を図7に示す。一般公開された伝統的建造物の建築は、両地区の伝統的建造物53件中のうち、23件(約43%)であった。東山手地区では19件のうち8件で約42%、南山手地区では、34件のうち15件で約44%であった。全体の合計でみると、公開と非公開、その間にある保存修理中や要許可を鑑みると、各保存地区ともに、おおよそ半々である(図7)。

表1. 東山手地区 伝統的建築物の概要^{4、5、7-12)}

【凡例】○：活用(一般公開)、△：修理中・要許可、—：非公開

No.	伝統的建造物(長崎市HP)	建築概要			重要伝統的建造物群保存地区+文化財指定		開館時間	入館料
		建築年西暦	建築年和暦	建築当初の用途	文化財種別	活用(一般公開等)		
1	活水学院職員住宅	—	—	—	—	—		
2	谷本氏宅	—	—	—	—	—		
3	東山手十二番館	1868	明治元年	ロシア領事館	国指定重要文化財	○ 旧居留地私学歴史資料館	9時-17時	無料
4	旧藤馬氏宅/旧職員住宅	—	—	—	—	—		
5	活水学院同窓会館	1902	明治35年	住宅	—	△ 同窓会館(非公開・要許可)		
6	活水学院本館	1926	大正15年	女子教育の為の学校	—	△ 学校(非公開・要許可)		
7	東山手洋風住宅A棟	1897	明治20年代	社宅 賃貸住宅 (推定)	長崎市指定有形文化財	—		
8	東山手洋風住宅B棟	1897				○ 長崎市東山手地区街並み保存センター	9時-17時	無料
9	東山手洋風住宅C棟	1897				○ 東山手地球館(レストラン)	10時-17時	—
10	東山手洋風住宅D棟	1897				○ 長崎市埋蔵資料館	9時-17時	共通入館料 一般100円 小・中学生 50円
11	東山手洋風住宅E棟	1897				○ 長崎市古写真資料館	9時-17時	
12	東山手洋風住宅F棟	1897				○ 長崎市古写真資料館	9時-17時	
13	東山手洋風住宅G棟	1897				—	○ 長崎市古写真資料館	9時-17時
14	旧長崎英国領事館本館・付属室	1907	明治40年	英国領事館	国指定重要文化財	△ 保存修理中(2023.02現在)	—	—
15	旧長崎英国領事館職員住宅	1907	明治40年	—	国指定重要文化財	△ 保存修理中(2023.02現在)	—	—
16	東山手十三番館住宅主屋・倉庫	1894頃	明治27年頃	賃貸住宅	国登録有形文化財	○ カフェ	10時-17時	無料
17	活水学院茶道部室	—	—	—	—	—		
18	野村氏宅	—	—	—	—	—		
19	林氏宅	—	—	—	—	—		

※公開情報に差がある場合、文化庁の国指定文化財等データベースから記載

表2. 南山手地区 伝統的建造物の概要^{4、6、7、13-22)}

【凡例】○：一般公開、△：修理中・要許可、—：非公開

No.	伝統的建造物(長崎市HP)	建築概要			重要伝統的建造物群保存地区+文化財指定		開館時間	入館料
		建築年西暦	建築年和暦	建築当初の用途	文化財種別	活用(一般公開等)		
1	大浦天主堂	1864	元治元年	教会堂	国宝 世界遺産(構成資産)	○ 教会堂、拝観可	8時半-18時	一般1000円 中・高400円 小学生300円
2	旧羅典神学校	1875	明治8年	神学校校舎兼宿舎	国指定重要文化財	○ 大浦天主堂キリシタン博物館	8時半-18時	
3	旧長崎大司教館	1915	大正4年	司祭館	長崎県指定有形文化財	○ 大浦天主堂キリシタン博物館	8時半-18時	
4	旧伝道師学校	—	—	—	—	—		
5	南山手乙27番館	1864-1865	元治元年頃	住宅	—	○ 南山手レストハウス(休憩所)	9時-17時	無料
6	旧グラバー住宅	1863	文久3年	住居・ビヅ・文化交流	国指定重要文化財 世界文化遺産(構成資産)	○ グラバー園内、観覧可能	8時-18時	大人610円 高300円 小・中180円 団体割引有
7	旧自由亭	1878	明治11年	西洋料理店	—	○ グラバー園内、喫茶	9時-17時半	
8	旧長崎地方裁判所長官舎	1883	明治16年頃	長崎控訴裁判所	—	△ グラバー園内、保存修理中2023.02現在	10時-17時	
9	旧ウォーカー住宅	1898-1902	明治31-35年	邸宅、住宅	—	○ グラバー園内、観覧可能	8時-18時	
10	旧長崎高商表門衛所	1905	明治38	表門衛所	—	○ グラバー園内	8時-18時	
11	旧三菱第2ドックハウス	1896	明治29年	外国人乗組員用の宿舎	—	○ グラバー園内、観覧可能	8時-18時	
12	旧リンガー住宅	1868頃	明治元年頃	住宅	国指定重要文化財	○ グラバー園内、観覧可能	8時-18時	
13	旧オルト住宅	1865	慶応元年	住宅	国指定重要文化財	△ グラバー園内、保存修理中2023.02現在	8時-18時	
14	旧スタイル記念館	1887	明治20年	ｽﾀｲﾙ記念学校/学校建築	—	○ グラバー園内、観覧可能	8時-18時	
15	町田氏宅	—	—	—	—	—		
16	南山手8番館	1898-1902	明治31-35年	住宅	—	○ 長崎市南山手地区町並み保存センター	9時-17時	無料
17	十六番館	—	—	—	—	—		
18	旧紅葉本館	—	—	—	—	—		
19	紅葉別館/紅葉病院別館(旧レスター邸)	1883-1902	明治16-35年	—	—	— 事務所(非公開)		
20	紅葉美津子氏宅	—	—	—	—	—		
21	酒井氏宅	—	—	—	—	—		
22	マリア園	1898	明治31年	—	—	△ 耐震補強工事後、ホテルに改修予定		
23	高木氏宅	—	—	—	—	—		
24	町村氏宅	—	—	—	—	—		
25	江頭氏宅	—	—	—	—	—		
26	荒木豊治氏宅	—	—	—	—	—		
27	荒木繁康・君恵氏宅	—	—	—	—	—		
28	宝製綱/宝製綱株式会社	1902	明治35年	工場建築	—	— 造船所が操業を継続、非公開		
29	旧長崎税関下り松派出所	1898	明治31年	税関施設	国指定重要文化財	○ 長崎市ベッ甲工芸館	9時-17時	一般100円 小・中50円
30	旧香港上海銀行長崎支店	1904	明治37年	外国銀行	国指定重要文化財	○ 長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム	9時-17時	一般300円 小・中150円
31	清水氏宅	—	—	—	—	—		
32	南山手乙9番館	1883	明治16年	住宅	—	○ 長崎市須加五々道美術館	9時-17時	一般100円 小・中50円
33	古賀野氏宅	—	—	—	—	—		
34	旧紅葉氏宅	—	—	—	—	—		

※公開情報に差がある場合、文化庁の国指定文化財等データベースから記載

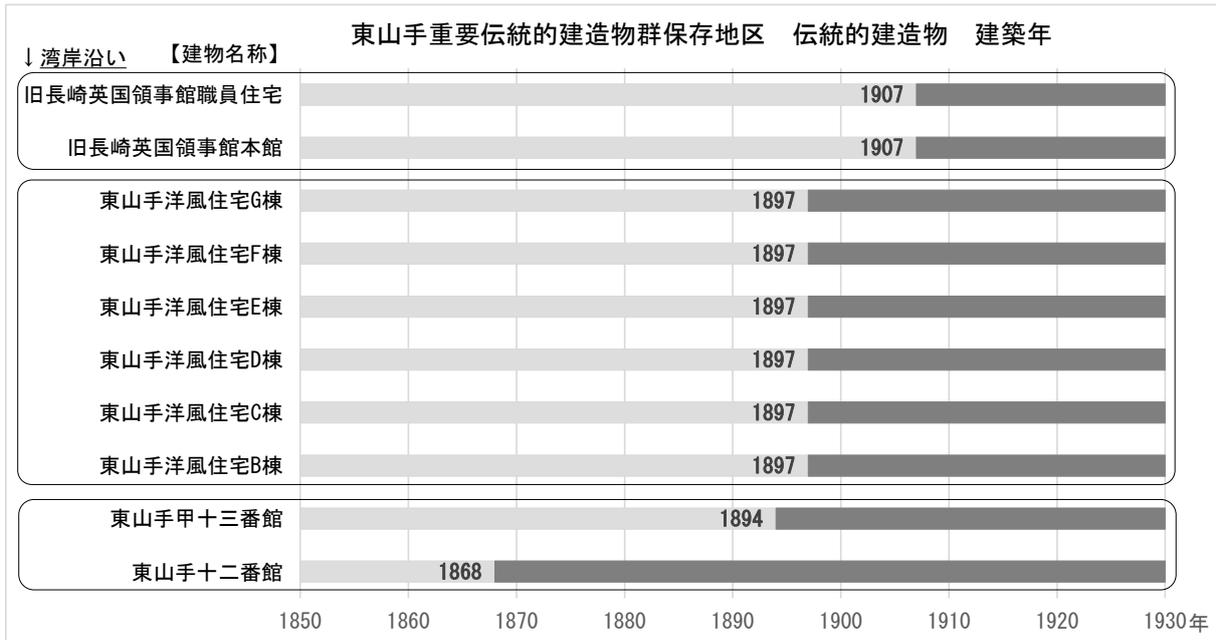


図3. 東山手地区伝統的建造物（一般公開有と保存修理中を含む）の建築年比較

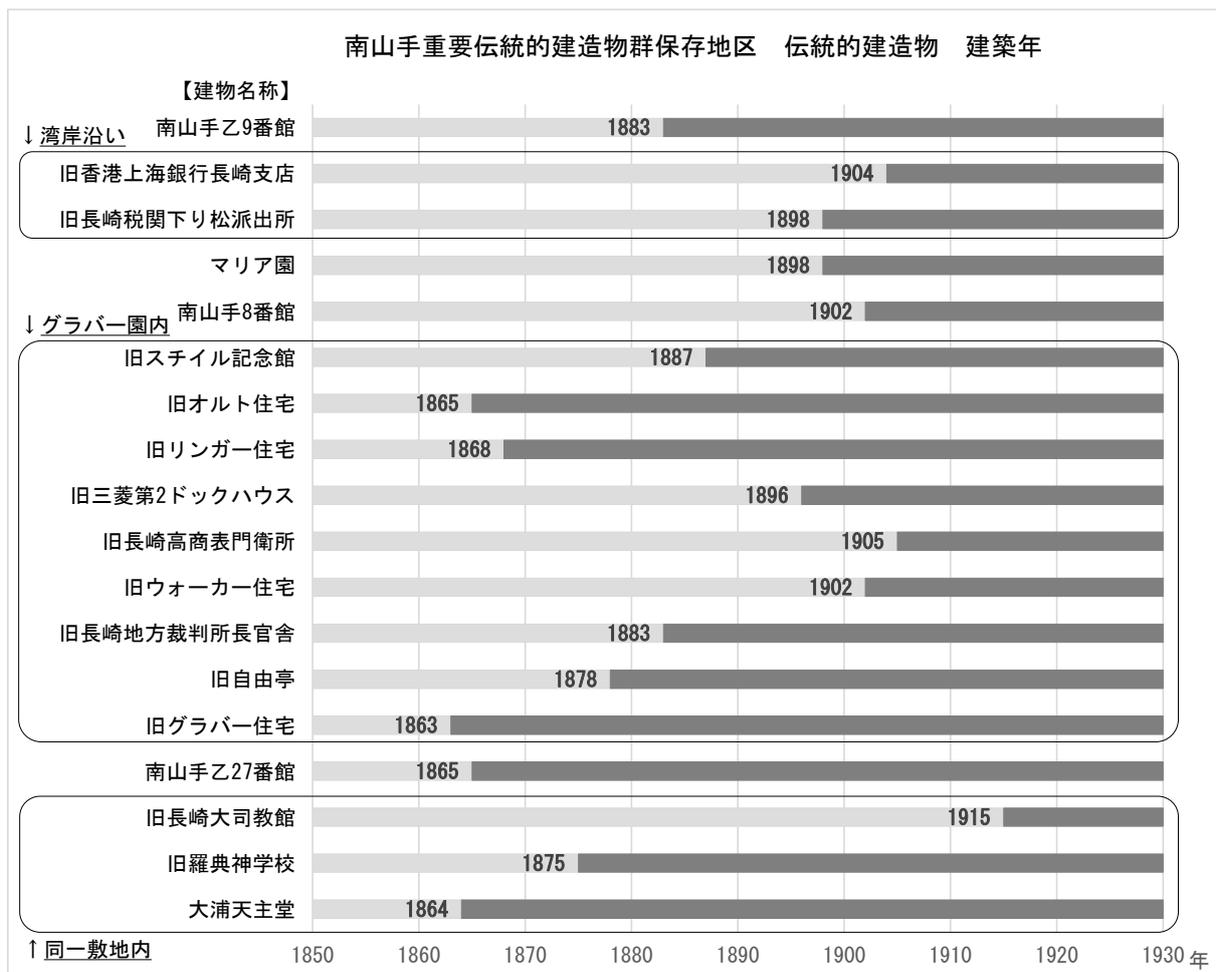


図4. 南山手地区伝統的建造物（一般公開有と保存修理中を含む）の建築年比較

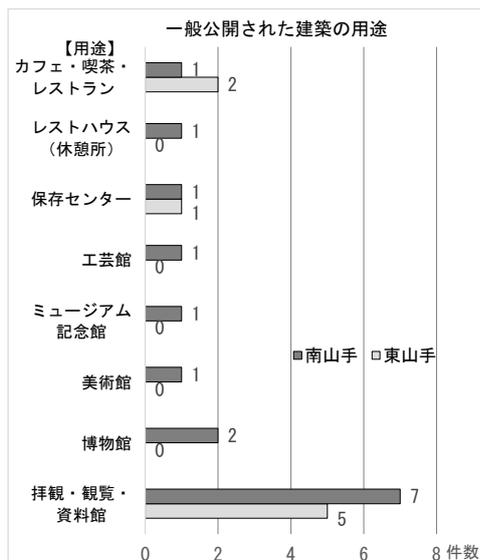


図 5. 一般公開建築の用途

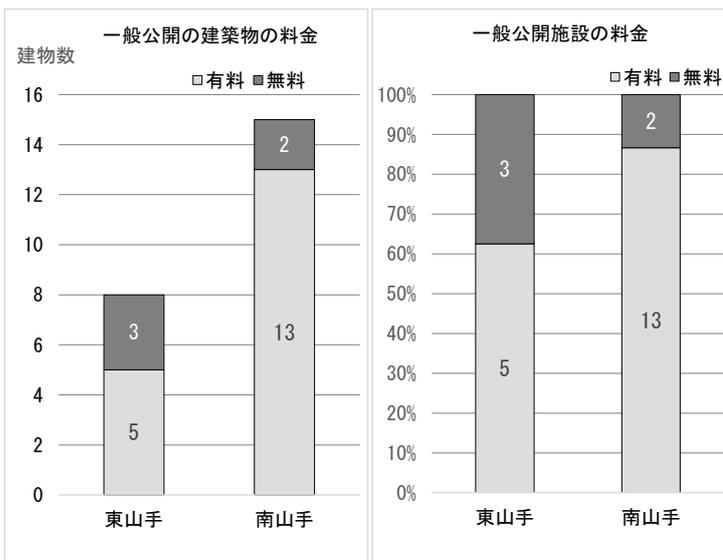


図 6. 一般公開建築の有料・無料 (左: 件数、右: 割合)

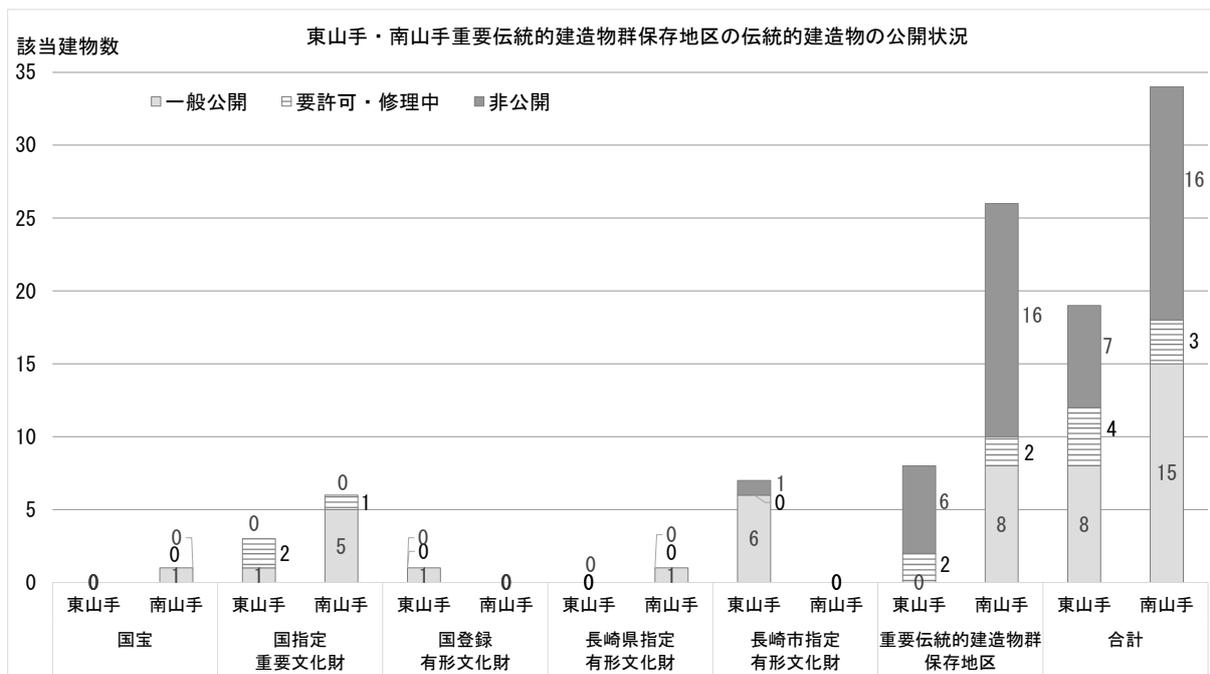


図 7. 伝統的建造物の文化財指定と一般公開状況

図 7 より、重伝建地区の伝統的建造物には、国宝、国指定重要文化財、国登録有形文化財、長崎県指定有形文化財、長崎市指定有形文化財が含まれることがわかる。そのうち 1 件は非公開、重要文化財の 3 件が保存修理中であるが、ほとんど一般公開されていることがわかる。一方、その他の伝統的建造物では、非公開の建築が、より多くなるが、一般公開されている建築もある。東山手地区では一般公開されたものは無いが、南山手地区では、一般公開されている 8 件中 6 件がグラバー園内で観覧できる建築であり、残り 2 件は、グラバー園外で休憩所や美術館として活用されている。

両地区で、一般公開されている伝統的建造物 23 件について、その料金の有無の内訳をみると 18 件 (約 78%) が、有料であった。東山手地区では、8 件の内、5 件の約 63%、南山手地区では、15 件の内、13 件の約 87% が、有料の施設であった。

3. おわりに

1) 結論

本稿は、長崎市で指定された東山手・南山手の重伝建地区において、伝統的建造物と位置づけられた建築物の概要と一般公開状況を、総じて整理した。その結果、以下のことがわかった。

- (1) 一般公開（保存修理中を含む）されている伝統的建造物の建築年について、東山手地区は、1900年頃のほぼ同時期の建築であり、南山手地区は1860年頃から1910年頃の約50年間に建築された建築であった。
- (2) 一般公開（保存修理中を含む）されている伝統的建造物の立地について、東山手地区は3つのエリアに、まとまりがある。南山手地区は、大浦天主堂敷地内や、広いグラバー園内での立地、湾沿いで隣接した立地で、3つにエリアを分けたが、それ以外もあった。南山手地区内で、いくつかのエリアに、まとまって立地している印象には繋がらないと考えられた。
- (3) 国宝、国指定重要文化財、国登録有形文化財、長崎県指定有形文化財、長崎市指定有形文化財に指定された伝統的建造物は、1件の非公開と保存修理中の3件以外は一般公開されていた。それ以外の伝統的建造物とされた建築物は非公開が多く、東山手地区では一般公開は無いが、南山手地区ではグラバー園内の6件と、その他2件で一般公開され活用されていた。また、要許可や保存修理中を含めると、公開・非公開の割合は各地区ともにおおよそ半々であることがわかった。
- (4) 一般公開（保存修理中を含む）されている伝統的建造物は、両地区で23件（約43%）あり、その用途は、大浦天主堂の拝観や、建物の観覧・展示、資料館、博物館、美術館、ミュージアム（博物館、美術館）、記念館、工芸館、保存センター、レストハウス（休憩所）、カフェ・喫茶・レストランが確認でき、多様であった。そのうち全体の約78%が有料で、東山手地区では約63%、南山手地区では約87%が有料であった。

2) 今後の課題

本稿では、主に一般公開されている伝統的建造物を対象に考察した。伝統的建造物として示された建築物には個人住宅等、私有のものも含まれ、非公開もまた当然である。個々の建築が当初の用途で活用され続けることができれば、本望と思われるが、維持管理に課題を抱えていくことも推察される。本稿では、主に文化財としての建築概要と、利活用の現状として、主に一般公開の有無の状況と、一般公開時の用途に着目した。保存と利活用の観点で概況を掴む調査を先行した為、詳細な調査・分析や、経緯、非公開の伝統的建造物も含めた立地に関して等、十分な整理には至っていない。観光地でもあり各地区での来訪者の回遊性等を考慮すると、立地に関しても、重要な視点と考えられる。これらが、今後の課題である。

【参考文献】

- 1) 李榮蘭、齋藤榮、梶田佳寛、小西敏正（2012.12）：「重要文化財建築物の動態保存における維持管理の現状と運営方策」、日本建築学会計画系論文集、第77巻、第682号、pp2905-2910
- 2) 八島咲子、込山敦司、李雪（2019.09）：「秋田県における登録有形文化財建築物の利活用実態—2018年度の情報に基づいて—」、日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）、pp297-298
- 3) 八島咲子、込山敦司（2020.09）：「山形県における登録有形文化財建築物の利活用実態—2019年度の情報に基づく秋田県との比較—」、日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）、pp317-318
- 4) 文化庁、国指定文化財等データベース、TOP
<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>（2023.02.26 閲覧）

- 5) 長崎市 HP、東山手伝統的建造物群保存地区
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000581.html> (2023.02.23 閲覧)
- 6) 長崎市 HP、南山手伝統的建造物群保存地区
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000582.html> (2023.02.23 閲覧)
- 7) 長崎市 HP、パンフレット「長崎旧外国人居留地の歴史的建造物を訪ねて」
https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000747_d/fil/pamphlet-kyoryuchi.pdf
(2023.02.23 閲覧)
- 8) 長崎市 HP、旧長崎英国領事館
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000590.html> (2023.02.23 閲覧)
- 9) 長崎市 HP、東山手洋風住宅群 (7 棟)
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000579.html> (2023.02.23 閲覧)
- 10) 長崎市 HP、東山手十二番館
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000568.html> (2023.02.23 閲覧)
- 11) 文化庁 HP、国指定文化財等データベース、登録有形文化財 (建造物)、東山手十三番館住宅倉庫、<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/101/00006631> (2023.02.23 閲覧)
- 12) 文化庁 HP、国指定文化財等データベース 登録有形文化財 (建造物)、東山手十三番館住宅主屋、<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/101/00006630> (2023.02.23 閲覧)
- 13) 大浦天主堂公式 HP、<https://nagasaki-oura-church.jp/> (2023.02.23 閲覧)
- 14) 大浦天主堂キリシタン博物館 HP、<https://christian-museum.jp/about> (2023.02.23 閲覧)
- 15) 長崎市 HP、大浦天主堂、
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000501.html> (2023.02.23 閲覧)
- 16) 長崎市 HP、旧羅典神学校、
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000690.html> (2023.02.23 閲覧)
- 17) 長崎市 HP、旧グラバー住宅
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000612.html> (2023.02.23 閲覧)
- 18) 長崎市 HP、旧リングー住宅 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000668.html>
(2023.02.23 閲覧)
- 19) 長崎市 HP、旧オルト住宅
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000679.html> (2023.02.23 閲覧)
- 20) 長崎市 HP、旧長崎税関下り松派出所
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000613.html> (2023.02.23 閲覧)
- 21) 旧香港上海銀行長崎支店
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p000601.html> (2023.02.23 閲覧)
- 22) グラバー園公式 HP、<https://glover-garden.jp/about> (2023.02.23 閲覧)
- 23) 伝統的建造物群保存地区制度の実務の手引き、伝統的建造物群保存地区制度、文化庁文化財第二課 伝統的建造物群部門、p 6、(2023.02.26 閲覧)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/93312701_02.pdf
- 24) 文化庁、国指定文化財等データベース、重要伝統的建造物群保存地区、長崎市東山手、
<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/103/35> (2023.02.26 閲覧)
- 25) 文化庁、国指定文化財等データベース、重要伝統的建造物群保存地区、長崎市南山手、
<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/103/36> (2023.02.26 閲覧)
- 26) 国土地理院地図、淡色地図、
<https://maps.gsi.go.jp/#18/32.732741/129.866810/&base=pale&ls=pale&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0> (2023.02.27 閲覧)